

沖縄防衛局長の講話に係る調査報告書概要

1 今般の事案とその調査

- 本年1月31日の国会質疑において、真部沖縄防衛局長（以下「真部局長」という。）が2月実施予定の沖縄県宜野湾市長選挙に係る講話（以下「局長講話」という。）を行うなどしたことは関係法令に抵触するのではないかとの指摘あり。
- 防衛本省から現地に職員を派遣するなどにより、「局長講話」の聴講者全66名や沖縄防衛局関係職員等からの聴取など、所要の調査を実施。また、防衛大臣を長とする防衛省業務適正化委員会を設置し、全省的な体制で対応。
- 報告書は、これまでの調査で明らかになった内容を取りまとめたもの。

2 宜野湾市長選挙に係る講話（本年1月）

- 真部局長が「局長講話」の準備を1月4日に沖縄防衛局総務部長に指示した際、講話の趣旨や聴講者の範囲などに関する明確な指示はなし。
- 総務部担当者が聴講対象者を検討する際、宜野湾市在住の職員に加え、親族が宜野湾市にいる職員も含めたが、これは、名護市議会議員選挙の際の前例にならったもの。また、調査の際、上司から聞かれるかも知れないと考えて親族の区分毎の人数も記載させた。なお、聴講者調査依頼やリスト作成の際、訓令等に定められた個人情報の適切な取扱いがなされず。
- 真部局長は、聴講者リストの配付を受けた時点で初めて、聴講の対象者に親族がいる職員が含まれていることを了知し、これを追認。
- 23日、24日の講話に際し、メモ等は準備しておらず、当日の配付資料もなし。「局長講話」の記録は作成されていないが、真部局長や聴講者の記憶に基づけば、概要は2月2日衆議院予算委員会理事会提出資料のとおり。
- 部下が作成し、局長が事前に参考にした資料あり。
- 聴講者全66名に、特定の立候補予定者への投票を示唆していると感じたかを調査したところ、特定の立候補予定者への投票を促す発言はなかった点では一致。ほとんどの者は示唆を受けたと感じなかったとしているが、一部異なる印象を持った者もいた。

3 過去の類似の事例

- 平成22年の旧盆（8月22日～24日）の直前（日時は特定できず。）、真部局長が沖縄防衛局内で説明を実施。他に類似の事例は確認されず。
- 説明内容は記録されていないが、確認されている事実関係は以下のとおり。
 - ・ 真部局長と沖縄防衛局基地対策室長との間において、名護市議会議員選挙が9月に予定されており、名護市に里帰りする職員が帰省する際、普天間飛

行場移設問題が話題になることが予想されるため、職員に同問題の経緯等を説明した方がよいと合意。

- ・ 沖縄防衛局総務課長は、名護市出身職員及び名護市に親戚がいる職員を説明対象者とし、対象職員数や一部対象職員の親戚の続柄等を含む資料を作成、真部局長に対象職員数のみを報告。
- ・ 説明内容は、同問題について聞かれた時に答えられるようにしてほしい等の内容であり、特定の立候補予定者に関係した話はなかったとのこと。

4 評価

- これまでの調査の限りにおいて、「局長講話」に特定の立候補予定者への投票を促すような発言は認められず、その内容に政治的行為の制限を定める自衛隊法第61条や、公務員等の地位利用による選挙運動の禁止を定める公職選挙法第136条の2の規定に違反する事実は確認できず。
- ただし、「局長講話」は、上記2の調査結果を踏まえれば、結果として服務規律の確保の範囲を超えているのではないかとの誤解や批判を受けかねないものであり、地方防衛局長の立場に鑑みれば、職務上の注意を欠くもの。平成22年8月に真部局長が行った説明についても、同様に、説明対象に親戚が名護市に在住する職員を含めていた点で、職務上の注意を欠くもの。
- 個人情報保有の制限等を定める行政機関個人情報保護法第3条との関係では、「局長講話」の聴講対象職員のリスト作成は、職員に対する服務規律確保のための講話を行うという業務遂行のために必要なもの。また、宜野湾市に親族のいる職員を対象としたことについては、当該業務遂行のために不必要とまでは言えないものと評価。
- 他方、親族の続柄及び人数を記載したことは、目的達成に必要な範囲を超えたものと評価せざるを得ず。平成22年8月に真部局長が行った説明に際しても、対象職員の親戚の続柄等を含む資料を作成していた点で、同様の評価。
- また、当該リストの作成過程において個人情報の取扱いに関する職員の意識が低く、訓令等に定められた手続が適切に行われていないことも認められ、真部局長による管理が不十分であった。

5 再発防止策

- 選挙に関しての職員の綱紀の粛正について、より一層の徹底を図るため、現行の防衛大臣通達等に代えて、選挙に当たっての職員の服務規律の確保に関する防衛大臣通達を新たに発出。
- 個人情報保護について不十分な点を是正する観点から、防衛省の保有する個人情報の適切な取扱いに関する防衛大臣通達の発出や、個人情報保護ハンドブック（仮称）を作成配布。また、沖縄防衛局に対し、大臣官房文書課情報公開・個人情報保護室が教育及び点検を実施。沖縄防衛局は今般の事案を踏まえた個人情報保護に係る研修を実施。